

高知県地産地消型再生可能エネルギー調査委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知県地産地消型再生可能エネルギー調査委託業務

(2) 事業の目的

高知県では、高知県新エネルギービジョン(平成23年3月策定)に基づき、再生可能エネルギーの導入促進や、再生可能エネルギー資源を生かした産業振興や地域活性化に取り組んでいます。

取組を進める中で、送電網が脆弱なために、電力系統への連系が制約されている地域が増加するなど、再生可能エネルギーの導入促進にあたっての課題が顕在化しています。

このため本業務は、スマートグリッド等の考え方に基づき、地域で生み出す再生可能エネルギーをできる限り地域で消費する地産地消の仕組み(以下、「地産地消型再エネシステム」という。)を構築することで、今後の再生可能エネルギー導入に向けた有効な取組となるよう、再生可能エネルギーの更なる導入促進を主な目的とし、本県における地産地消型再エネシステム実現に向けた可能性調査を行います。

(3) 事業内容

別添「高知県地産地消型再生可能エネルギー調査委託業務概要書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から平成28年3月25日まで

2 見積限度額

9,288千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「高知県地産地消型再生可能エネルギー調査委託業務プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下、「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、

業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の「物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿」又は「建設工事・建設コンサルタント参加者登録名簿」に登録されている(もしくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」及び「高知県建設工事指名停止要綱」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 6 説明会

日時:平成27年8月19日(水)午後1時から

場所:高知県庁 西庁舎 1階 北会議室

別紙様式1により、平成27年8月18日(火)午後3時までに FAX 又は電子メールでお申し込みください。

なお、会場の都合により1参加者当たり3名までの参加とします。

## 7 質疑と回答

質疑は平成27年8月24日(月)までに別紙様式2により持参、又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式3)に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3	参加申込書	A4縦	1部
4	参加資格チェックリスト	A4縦	1部
5	法人概要	A4縦	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)

② 提出期限

平成27年8月26日(水)午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52

高知県 林業振興・環境部 新エネルギー推進課

TEL 088-821-4538

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を平成27年8月31日(月)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求められる最終日の翌日から起算して7日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、平成27年9月中旬(予定)に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>]

12 日程

- 平成27年8月19日(水) 説明会
- 平成27年8月26日(水) 参加申込書提出〆切
- 平成27年9月 7日(月) 企画提案書の提出〆切
- 平成27年9月中旬(予定) 審査委員会(プレゼンテーション)
- 平成27年9月中旬(予定) 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出してください。

開示・非開示の判断は様式6に基づき行うものではなく、様式6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 林業振興・環境部 新エネルギー推進課  
担当者 讃岐・杉本  
TEL 088-821-4538  
FAX 088-821-4530  
E-mail 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
- ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合